半島振興法に係る 租税特別措置

福島町では、半島振興法に基づき「福島町産業振興促進計画」を策定しています。本計画が国の認定を受けたことで、事業者が建物や機械等の取得を行った場合、所得税及び法人税の割増償却並びに固定資産税の不均一課税の適用を受けることができるようになります。

対象となる業種・取得価格

※ 対象となる設備 (機械・装置・建物・付帯設備、構築物) の価格は、業種及び資本金により異なります。

製 造 業・旅 館 業	個人又は 資本金 1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
	500 万円以上の取得等	1,000 万円以上の 取得等	2,000 万円以上の 新増設に係る取 得等
農林水産物等販売業・ 情 報 サ ー ビ ス 業 等	500 万円以上の取得等 (資本金が 5,000 万超は新増設に係る取得等)		

法人税及び所得税の割増償却

●普通償却限度額の割増率

- ○機械·装置·······32%
- ○建物·付帯設備、構築物······48%

●償却期間

5年間

●手続き

取得した設備等が福島町産業振興促進計 画に適合しているか、町へ確認申請する必 要があります。

町へ申請書を提出し、町が発行する確認 書を、税務申告時に添付してください。

お問い合わせ先

企画課 企画係 ☎47-3007

固定資産税の不均一課税

●適用期間

当該設備等の固定資産税を課すべき最初 の年度(固定資産を事業の用に供した日の 属する年の翌年(当該費が1月1日である 場合、当該費の属する年)の4月1日の属 する年度)以降、3年間

●税率

- ○第1年度……0.14% (通常の税率の10分の1)
- ○第2年度……0.35% (通常の税率の4分の1)
- ○第3年度……0.7% (通常の税率の2分の1)

●手続き

町へ「固定資産税不均一課税申請書」を 提出してください。

お問い合わせ先

町民課 賦課係 **☎**47-4683